

補助の拡充
があります。

安芸高田市不妊治療費助成事業のお知らせ

(令和3年度)

特定不妊治療費助成事業

◎助成を受けることができる人

1. 夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、安芸高田市に住所を有する方
2. 広島県不妊治療支援事業において承認された方
3. 夫婦ともに地方税等の滞納のないこと

◎実施医療機関

広島県不妊治療支援事業において指定している医療機関

◎対象となる治療

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）

◎助成金額

1回につき 15万円上限

（上限額に自己負担額が満たない場合は自己負担額が上限となります）

◎助成回数（通算）

妻の治療開始時の年齢が39歳以下の場合、43歳になるまで、1子ごと6回まで

妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合、43歳になるまで、1子ごと3回まで

◎拡充の適用

令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

◎申請期限

広島県特定不妊治療支援事業の決定日から起算して2か月以内に申請した方

◎申請書類等（申請書は、市ホームページからダウンロードできます）

- 特定不妊治療費助成申請書（安芸高田市）
- 広島県不妊治療支援事業申請書（写し）
- 広島県不妊治療支援事業承認決定通知書（写し）
- 広島県不妊治療助成申請に係る証明書（写し）
- 医療機関の領収書（写し）
- 申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- 印かん

助成回数
が増えま
した。

【申請・問い合わせ先】

安芸高田市健康長寿課健康推進係（クリスタルアージュ 1階）

電話・お太助フォン：42-5633

不妊検査・一般不妊治療費助成事業

◎助成を受けることができる人

1. 夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、安芸高田市に住所を有する人
2. 平成31年4月1日以降において、夫婦が共に受けた検査・治療で、広島県不妊検査費等助成事業において承認された方
3. 検査・治療開始時の妻の年齢が35歳未満であること
4. 夫婦ともに地方税等の滞納のないこと

◎実施医療機関

市内外を問わず、不妊検査・一般不妊治療を実施している国内の医療機関

◎対象となる検査・治療

夫婦が受けた不妊検査及び一般不妊治療に係る費用のうち、医師が認めたもの
例) 不妊検査、タイミング法、人工授精、薬物療法、男性不妊治療等

◎助成金額

広島県不妊検査等助成事業の助成額を除いた費用
(5万円上限、千円未満切り捨てとなります)

助成金額が
増えました。

◎助成回数

夫婦1組につき1回限り

◎助成要件

広島県不妊検査費等助成事業の決定日から起算して2か月以内に申請した方

◎申請書類等 (申請書は、市ホームページからダウンロードできます)

- 不妊検査・一般不妊治療費助成申請書
- 広島県不妊検査費等助成事業申請書 (写し)
- 広島県不妊検査費等助成事業助成決定通知書 (写し)
- 広島県不妊検査費等助成申請に係る証明書 (写し)
- 医療機関及び院外処方領収書 (写し)
- 申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- 印かん

【申請・問い合わせ先】

安芸高田市健康長寿課健康推進係 (クリスタルアージュ 1階)

電話・お太助フォン：42-5633